

監査公表第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年 1 月15日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	山 崎	法 子

平成29年度教育委員会に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年9月26日（火）、9月29日（金）

2 監査の対象

教育総務課、学校教育課（ハートフル・スクール、幼稚園、学校給食センター）、生涯学習課、生涯学習センター（プラザ萬象、各公民館）、文化振興課（市民文化センター、博物館、みなとつるが山車会館）、スポーツ振興課（総合運動公園、武道館、きらめきスタジアム）、国体推進課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引き続き必要な措置を講じられたい。

（1）各種補助金について

補助金については、実績報告書に基づき、補助事業内容を十分精査し、余剰の有無を確認する等適正な執行管理をしていただきたい。

（2）超過勤務に係る事務について

超過勤務の事務処理については、超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

（3）奨学育英貸付資金徴収金について

未納者については、分納誓約によって徴収する等回収に努められているが、未納額が増加傾向にある。引き続き、制度趣旨及び返還の重要性を周知徹底し、新たな未納の発生防止と早期の回収に努められたい。

(4) 学校給食費について

給食費については、各学校において徴収されており、特に未納対策については個別に対応して努力されているが、適正な給食費の管理と給食費の公平性の確保からも「学校給食費の公会計化」の検討を行っていただきたい。

(5) 指定管理者について

指定管理者から提出される書類は、協定書に基づいたものかを確認し、また、その内容を精査し、適切な管理運営がなされるよう指導していただきたい。

(6) 休校校舎の利活用について

休校校舎にあっては、利活用検討委員会において検討されているところであるが、海に近い立地でもあるため、スポーツ振興を含め用途の拡大についても検討し、利用推進を図っていただきたい。